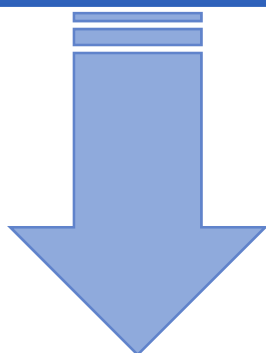


長崎びわ低温被害対策事業緊急支援費補助金

1,111万4千円

1月24日～25日の暴風雪により、露地びわが寒害により大きな被害を受け、減収率は約76%となることが見込まれていることから、生産回復に向けて重点生産管理の一部を支援します



凍死した幼果



果房の様子

事業目的	○重点生産管理（摘房）の確実な実施 ○被害を受けた農業者の生産意欲の喚起
対象事業	共同摘房作業 ・令和6年産に向けた果樹共済又は収入保険に加入すること
補助の額	1 a (100m ²) 当たり定額 令和5年産の果樹共済・収入保険に加入している者 1,073円 令和5年産の果樹共済・収入保険に加入していない者 715円



摘房作業

子ども医療対策費

1億5,512万4千円

長崎県が県内全市町の高校生世代を対象とする新たな子どもの医療費助成制度を創設することから、同制度に基づき、長崎市においても高校生世代までの医療費の助成を実施します

【拡大する給付対象者】 高校生等までの子ども

満15歳に達する日の翌日以後における最初の4月1日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

ただし、ひとり親家庭等福祉医療の対象であるものまたは重度心身障害者であって心身障害者福祉医療の対象であるものは従前の制度を優先

【支給方法】 償還払い

医療機関に一部負担金を支払い、後日領収書等を添付のうえ市に申請を行い、保護者負担額を控除した額の返還を受ける

【実施時期】 令和5年10月から

【助成対象医療費】 令和5年4月1日受診分から

【保護者負担額】 1医療機関あたり、1日上限800円、月上限1,600円

入院・通院を含む。調剤薬局は保護者負担なし

【所得制限】 なし

